

## 指名停止を行った有資格業者の商号等の公表方法について

### 1 趣旨

福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者の商号等の公表（以下「公表」という。）の方法について必要な事項を定めるものとする。

### 2 公表事項

公表する事項は、次のとおりとする。ただし、当該指名停止が要綱別表第2第5項第2号から同項第6号までの措置要件に該当することを理由としたものであるときはこの限りでない。

- (1) 指名停止を受けた有資格業者（以下「指名停止業者」という。）の商号又は名称
- (2) 指名停止業者の本社の住所（市区町村名とする。）
- (3) 指名停止の理由、詳細内容
- (4) 指名停止開始日及び指名停止終了日

### 3 公表方法

公表の方法は、2の事項を記載した文書を財務部契約監理課において閲覧に供するとともに、インターネットを利用した閲覧で行うものとする。

### 4 公表期間

公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期間が満了した日の属する月の月末まで行うこととする。

#### 附 則

この公表方法は、平成21年8月1日から施行する。

#### 附 則

この公表方法は、平成23年2月1日から施行する。

#### 附 則

この公表方法は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則

この公表方法は、平成27年4月1日から施行する。